

# 栃木県在宅要介護高齢者受入体制整備事業実施要綱

## (目的)

第1条 本事業は、在宅要介護高齢者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院すること等により不在となった場合に、県が、短期入所サービスを提供する介護サービス事業者等に対し、濃厚接触者である在宅要介護高齢者（以下「要介護高齢者」という。）を確実に受け入れるための空床の確保に要する経費を補助すること等により、要介護高齢者の生活に支障が生じることのない体制の整備を図ることを目的とする。

## (事業の内容)

第2条 本事業は、県内全域を対象とし、県は、県からの要請に基づき要介護高齢者の短期入所サービス等による受入に協力する介護サービス事業者等（以下「協力事業者」という。）が、要介護高齢者の受入に要する経費を補助するものとする。

2 本事業における協力事業者による要介護高齢者の受入期間は、原則として、当該要介護高齢者の健康観察期間とする。

## (事業者の実施方法等)

第3条 本事業は、次の各号に規定する手順に従い実施するものとする。

- (1) 保健所が行う積極的疫学調査において、要介護高齢者の介護者（以下「介護者」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染して入院する等し、かつ、介護者に代わって要介護高齢者を介護する親族等も不在となるおそれがあることが判明した場合には、要介護高齢者の生活の確保のため、保健所は介護者等に対して、居住市町の高齢福祉主管課（以下「市町」という。）、介護支援専門員等へ連絡・相談するよう伝えるものとする。
- (2) 連絡・相談を受けた市町、介護支援専門員等は、地域包括支援センター等と連携し、要介護高齢者の生活に支障が生じることがないように要介護高齢者の家族、親族等から要介護高齢者の介護その他の対応に必要な情報を聞き取りながら相談に応じるとともに、訪問介護、訪問看護その他要介護高齢者が必要とするサービス等の利用調整を行うものとする。
- (3) 前号による支援において、要介護高齢者が、次のイからホに掲げる要件を全て満たす場合には、市町は、要介護高齢者の状況及び介護事業者等との調整の結果等を県高齢対策課に連絡するものとする。
  - イ 新型コロナウイルスに感染した介護者の濃厚接触者であること。
  - ロ 新型コロナウイルス感染症の検査が陰性であること。
  - ハ 介護者全員が入院等により不在となったことにより、単独では在宅での生活が続けられなくなったこと。
  - ニ 同居、近居の親族等の支援を受けることが困難であり、在宅等での生活を継続

することができないこと。

ホ 介護支援専門員や市町により、居宅サービスその他の必要な介護サービス等の調整を行ってもなお、介護サービス等の提供が受けられないこと。

- (4) 前号の連絡を受けた県高齢対策課は、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町等と要介護高齢者の生活の確保に向けた協議を行うものとする。
- (5) 協議等の結果、本事業に協力する施設の利用が必要となった場合には、県は協力事業者に対し、当該要介護高齢者の受入れについて要請するとともに、その結果を市町へ連絡する。
- (6) 県から連絡を受けた市町は、協力事業者、介護支援専門員等と必要な情報を共有するとともに、協議を行い、介護サービスの利用手続き及びその他の必要な援助を行うものとする。

(費用負担)

第4条 県は、予算の範囲内で、県からの要請により要介護高齢者を受け入れる協力事業者に対して、空床確保に係る経費及び受入に係る経費を交付するものとする。

2 空床確保に係る経費における1日当たりの基準額は8,920円/床(室)、受入に係る経費における1日当たりの基準額は100,000円とする。ただし、空床確保に係る経費や受入に係る経費において対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額(以下「差引額」という。)が基準額を下回る場合には、差引額を交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和3(2021)年2月25日から適用する。